

令和7年度  
事業計画書

社会福祉法人 亀望会

## はじめに

国は、「2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す」ことを目標として、少子高齢社会の急速な進展に対応すべく、①多様な就労・社会参加②健康寿命の延伸③医療・福祉サービス改革などが提起され、更なる「地域包括ケアシステムの推進」の方向性なども示されました。

また、令和6年4月には介護報酬が改正され、①地域包括ケアシステムの深化・推進②自立支援・重度化防止に向けた対応③良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり④制度の安定性・持続可能性の確保、が具体的に示されたところです。併せて大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画も第9期に更新されました。

このような中、医療・介護との連携の深化を図るべく、引き続き社会医療法人きつこう会と連携を深め、人事交流も含め、協働でヘルスケアシステムの構築に取り組み、また、介護報酬改正にて示された方向性に併せた加算も積極的に算定しつつあるところです。

令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめ、日本各地において豪雨災害などが頻発し、さらに、南海トラフ巨大地震の発生の確率が高まっていることから、平時からの法人・施設の危機管理体制が問われています。そこで、義務化された自然災害や感染症の事業継続計画（BCP）の訓練実施、職員へ浸透させるための研修実施、事業継続計画（BCP）の評価とPDCAを回し、法人内に留まらず地域の行政機関や他施設などとのネットワーク構築も含め、積極的に取り組みます。

また、これまでの感染症対策の経験を踏まえ、感染症の事業継続計画（BCP）へ繋げ、今後の新たなパンデミック発生時にも備えます。

また、江之子島コスモス苑とコスモスガーデンは開設からそれぞれ20年以上経過し、優先順位を見極め、設備更新を計画的に取り組みます。

一方、深刻な介護人財不足のなか、提供するサービスの質を落とさないためにも、LIFEを活用して科学的介護を実践し、新たに導入した見守りセンサー、介護リフトなどの介護機器を積極的に活用し、職員の業務負担軽減を図り、業務負担軽減につながる生産性向上を目的とした新たな取り組みを検討し、実行していきます。

引き続き、これまでのノウハウを生かして、積極的に外国人を含む多様な採用および確保方法を実行していきます。

人財定着は、職員の自己実現に向けた個別研修計画の実行、自己啓発支援金の活用の促進によるモチベーションのアップへ取り組み、多様な働き方へのマッチングなど、積極的に働きやすい職場づくりに取り組みます。

今後とも社会福祉法人として人権の尊重とコンプライアンスを重視し、持続可能な安定した運営を図るとともに「地域住民の参画と協働により誰もが支え合う地域共生社会の実現」を目指し、地域貢献活動の拡充や事業展開を図り、地域福祉の拠点を目指し、「住みよいまちづくり」に貢献していきます。

令和7年度は、令和5年度に策定した3年後のビジョン『利用者、家族、地域住民や職員から「愛」される法人・施設となるよう取り組み、地域包括ケアの推進に貢献する。』の最終年として、そのビジョン達成に向けて取り組み、併せて次期3年後のビジョン策定にも取り組みます。

この「3年後のビジョン」を達成するため、「地域貢献の視点」「顧客の視点」「財務の視点」「業務プロセスの視点」「人財育成の視点」で以下のとおり目標設定するとともに、それぞれの視点におけるビジョン達成のための進捗管理を目的として「地域貢献推進室」「顧客満足推進室」「財務経営対策室」「業務改善対策室」「人財マネジメント推進室」を設置し、ビジョン達成に向けて取り組みます。

(1) 地域貢献の視点	<u>地域共生社会の実現に貢献し、地域に愛される法人を目指します。</u>
(2) 顧客の視点	<u>科学的根拠に基づいたケアを推進し、利用者が安心して過ごせるよう取り組みます。</u>
(3) 財務の視点	<u>収入の安定と経費削減、既存資源の有効活用のための施策を検討・実行し、中長期的な経営の安定を目指します。</u>
(4) 業務プロセスの視点	<u>働きやすい職場環境の確立と組織活性化を目指します。</u>
(5) 人財育成の視点	<u>職員が互いに切磋琢磨しながら感性を磨き上げていく仕組みを職員と共に創造します。</u>

令和7年度は法人としてそれぞれの視点について以下のとおり取り組みます。

#### (1) 地域貢献の視点（地域貢献推進室）

- ・法人内のすべての職員の地域貢献活動への理解を高めるとともに、誰もが活動しやすい環境を整えることで、地域貢献を主体的に行う組織土壤を形成します。
- ・亀望会の各拠点において、社会実情に応じた集いの場、交流の場、活躍の場を展開することで、地域住民の主体的な支え合いに寄与し、地域丸ごと社会に貢献します。

#### (2) 顧客の視点（顧客満足推進室）

- ・根拠に基づいた介護・相談援助の推進に努め、利用者・家族の満足度に繋がっているか評価し、取り組みの見直しを行っていきます。
- ・接遇チェック表の内容を意識して、職員が同じ目線で確認し合い、丁寧な接遇が実践できるように取り組みます。

#### (3) 財務の視点（財務経営対策室）

- ・収入減少要因の検証及び対策等、収入安定のための施策を検討します。
- ・適正人員及び固定経費の精査、物価高騰により増加が予想される物品購入経費及び光熱水費削減の具体策を検討します。
- ・施設設備の長寿命化を目指して、きつこう会との情報共有や専門家の協力を得て、計画的かつ効率的に修繕を実施します。
- ・ターゲットに合わせた多様な広報ツールの効果的な活用により、法人の事業内容や地域貢献活動等をより多くの方に知っていただくことで、利用者や求職者に選ばれる法人となるよう取り組みます。

#### (4) 業務プロセスの視点（業務改善対策室）

- ・働きやすい職場づくりを推進するための業務の見直しと、常勤職員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上の達成を継続して目指します。また、業務改善を効果的に進め、残業時間の削減を目指します。
- ・介護のDX化を進め、職員の負担軽減や業務の効率化、働き方改革を推進します。
- ・社会医療法人きつこう会との人事交流や業務改善を目的とした継続的な取り組みを通じて組織の活性化を図ります。

#### (5) 人財育成の視点（人財マネジメント推進室）

- ・人財確保を図るべく、多様な採用および確保方法を検討、実行し、常にP D C Aを意識して取り組み、成果をあげます。また、多様な働き方を勤務している職員にも提示し、併せて求職者とのマッチングを図ります。さらに、今後を見越した適材適所の人財配置を実行しつつ、適正な人財配置に努めます。
- ・職員の個別研修計画を定着し、人財育成および人財定着の基本となる「キャリア方針書」や亀望会ケアプロ制度である介護職員育成システムを更新し、レベル評価に基づく待遇改善金の配分を実施し、一方で、相談員育成システムの定着を図り、目に見える形での人財育成を積極的に取り組み、人財定着につなげていきます。

## 1 特別養護老人ホーム部門（ショートステイ事業・診療所事業含）

### 基本方針

住み慣れた地域で最期まで自分らしく生活できるように、「科学的根拠に基づいた介護の実践と個別ケアの充実」を目標として取り組むことで、利用者とその家族から愛される施設を目指します。

<特別養護老人ホーム事業（介護保険法上：介護老人福祉施設）>

年間延利用者数3 7, 0 8 6名、目標稼働率9 7. 7 %を目指し、下記に取り組みます。

- (1) 適切な認知症介護を提供出来るように、チームを組んでケアを進め、B P S Dの予防及び、出現時に早期対応し、重度化を防いでいきます。
- (2) 利用者・家族の満足度が上がるように、安心感を与えられる丁寧な接遇の実践に取り組み、触れあいの機会を増やしていきます。
- (3) 空床を減らせるように、他施設やケアマネジャーとの連携を強化して、待機者の準備をしっかりと行い、スムーズに入所を進められるように取り組みます。
- (4) 介護現場の生産性を上げる為、介護職員の負担の大きい業務に関して、業務改善や人員配置の見直し、物品導入などの検討を進めていきます。
- (5) 外国人人財（特定技能）が即戦力になるように、能力に合わせた教育が行えるように取り組みます。

<ショートステイ事業（介護保険法上：短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）>

年間延利用者数5, 4 7 5名・1日平均1 5. 4名（緊急ショート空床確保数を含む）、を目指し、下記に取り組みます。

- (1) 利用者及び家族に安心して利用していただけるようケアマネジャー・生活相談員・介護職員・看護師の連携のもと個別のニーズに応じたサービス提供に取り組みます。

<診療所（医療法）>

本年度も引き続き入所者の診療業務ならびに健康管理を行います。

## 2 地域支援部

### 基本方針

地域包括ケアシステムの進化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりを推進するとともに、感染症や自然災害が発生した場合であっても地域住民に対し必要なサービスが安定的・継続的に提供できる地域に根ざした愛される事業所を目指します。

#### <デイサービス事業(介護保険法上：通所介護)>

年間延利用者数8,370名（開設日数310日）、1日平均27.0名を目指し、下記に取り組みます。

- (1) 要介護2～3をターゲット層に定め、個別機能訓練等のニーズに応じたコンテンツの充実を図ります。
- (2) インスタグラムを中心とした「サービスの見える化」に加え、地域の介護予防ポイント対象者等を積極的に受け入れ、地域住民が活躍できる場を提供する事で地域の介護予防に貢献するとともに地域での知名度向上を図ります。
- (3) 科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、PDCAサイクルに基づいた通所介護計画書、個別機能訓練計画書を作成実施し、顧客満足度を高めます。
- (4) 業継続計画（BCP）に基づき、自然災害や感染症の発生時にも早期に事業を再開します。
- (5) 個別研修計画に基づいた人財育成、介護計画書や個別機能訓練計画書作成システム、情報通信サービスに加え、ボランティアや実習生、アルバイト学生などを有効活用することで業務の標準化と職員の負担軽減を図ります。

#### <認知症デイサービス事業(介護保険法上：認知症対応型通所介護)>

年間延利用者数2,175名（開設日数259日）、1日平均8.4名を目指し、下記に取り組みます。

- (1) 認知症カフェ（オレンジカフェ）を定期的に開催することで認知症についての学びの機会や、介護する家族同士の交流できる機能を地域に展開します。
- (2) 運営推進会議の定期開催、自主点検と顧客満足度調査により評価と見直しを行うことで顧客満足度の向上を目指します。
- (3) 科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、PDCAサイクルに基づいた通所介護計画書を作成し、実施します。
- (4) 業継続計画（BCP）に基づき、自然災害や感染症の発生時にも早期に事業を再開します。
- (5) 個別研修計画に基づいた認知症に関する研修への参加、事例検討や実践を通じての専門性の向上により、認知症対応型通所介護事業所で働く職員としての誇りと自信を持てるよう取り組みます。

#### <在宅介護支援センター事業（花乃井プランチ）（老人福祉法上：老人介護支援センター）>

大阪市事業評価指標の達成及び年間相談件数600件、相談実人数120名に向け下記に取組み、地域で信頼される総合相談窓口を目指します

- (1) 関係機関と連携・協働し、個別ケースや複合的課題を抱える世帯へ支援を行います。
- (2) 地域の会館行事や喫茶に参加することで、地域高齢者が相談しやすい機会をつくり、

### 課題の早期発見に努めます

- (3) ブランチ独自の事業（百歳体操や地域喫茶）の開催を通じて総合相談窓口を周知し、身近な相談窓口として相談しやすい機会をつくり、課題の早期発見に努めます。
- (4) ブランチ独自の事業（百歳体操や地域喫茶）の開催を通じて、地域高齢者の参加の場や、介護予防の場を提供し、地域の健康づくりに貢献します。
- (5) 個別研修計画に基づいた計画的な研修受講と、定期的なスーパービジョンの実施により、専門的俊樹や技術を向上し、ソーシャルワークのスペシャリストを目指します。

### <居宅介護支援事業(介護保険法上:居宅介護支援)>

年間給付管理数1,548件、月平均129件を目指し、下記に取り組みます。

- (1) 営業地域を西区に限定することで、フォーマル・インフォーマル問わず地域実情に応じた地域密着型のケアマネジメントを実施します。また、出張講座なども開催し、地域に根ざした事業所を目指します。
- (2) 厚生労働省が作成した「適切なケアマネジメント手法の手引き」に基づき、科学的根拠のあるケアマネジメントを実施します。
- (3) 同一事業所の割合を80%以下とし、公正中立なケアマネジメントを実施します。
- (4) 特定事業所加算Ⅱの体制を維持するとともに、各種加算の確実な算定及び医療系サービスを積極的にケアプランに反映することで長期入院等を予防し、安定した事業活動を行います。
- (5) 定期的なスーパービジョンの実施、他居宅介護支援事業所との合同事例検討会を行うことで、ケアマネジメントスキルの向上を図ります。

### <中央区北部地域包括支援センター(介護保険法上:地域包括支援センター・介護予防支援)>

#### 包括的支援事業

高齢者やその家族などが安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域住民や多様な専門職と協働・連携し、下記に取り組みます。

- (1) 地域に開かれた総合相談窓口として、相談実人数524人（高齢者人口の6%）、相談延べ件数3,495件（高齢者人口の40%）を目指し、そのデータをもとに地域診断に取り組みます。
- (2) 各地域の会館やマンション集会所など地域住民の身近な場所で出前講座や相談会を定期的に開催します。
- (3) 行政機関と連携し、様々なメディアを活用し、地域包括支援センターの周知や高齢者虐待防止、権利擁護に関する啓発等を行います。
- (4) 地域ケア会議や自立支援型ケアマネジメント検討会議等を通じて、相談し易い環境を整え、介護支援専門員の後方支援に取り組みます。
- (5) 在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業と連携し、課題を共有し、地域づくりに取り組みます。
- (6) 個別研修計画やスーパービジョンを活用し、個々の相談援助技術とチーム力を向上させ、地域に信頼される総合相談窓口を目指します。

## 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人を含めた地域活動が広がるよう後方支援し、多職種との連携やネットワークを構築することで、地域共生社会の実現に向けた地域課題の解決に取り組みます。

- (1) 認知症の人を含めた周知・啓発活動を全年齢層に向けて発信し、新しい認知症観の普及に貢献します。
- (2) 関係者会議、認知症ネットワーク会議、事例検討会等を開催、地域ケア会議等に積極的に参加します。
- (3) 年間対象者件数30件、支援終了時に医療、介護、インフォーマルサービスのいずれかにつながった者の割合90%以上、支援終了時の居場所が在宅である割合80%以上、ち～むオレンジ5件、オレンジパートナー企業10件增加を目指します。
- (4) SNSを含め、多様な広報ツールを効果的に活用し、連携協働に繋げます。
- (5) 支援実績、認知症に関するデータに基づき、効果的且つ根拠のあるアプローチを実施します。
- (6) 自己実現できる職場環境を整備し、感性を磨く機会や豊かな人財への成長等を意識して取り組みます。

## **3 ケアハウス事業（老人福祉法）**

### 基本方針

入所者一人ひとりが住み慣れた施設で、健やかに自分らしく、かつ自立した生活が継続できるよう、個別のニーズに応じた支援に努めます。また地域住民の方々と交流を深め、公益的な取り組みを積極的におこなうことで、地域に根差した施設となるよう目指します。

- (1) SNSの活用等、広報活動を積極的におこない、待機者の増加につなげ、目標稼働率99%を目指します。
- (2) 入所者がいきいきと自分らしい、自立した生活を過ごせるよう、介護予防を目的とした取り組みを継続的に支援し、安定した体調となるよう健康管理に努めます。またACP（人生会議）や懇談会を通して個別ニーズの把握に努めます。
- (3) 地域住民が気軽に立ち寄り、相談できる場所のひとつである施設を目指し、地域交流の機会を作ります。また、入所者が地域住民の一員として自主的に活動できるよう取り組みます。
- (4) 長期修繕計画に基づいて、老朽化した建物や設備の修繕をおこない、安心安全な施設となるよう建物管理を行います。
- (5) 事業継続計画（BCP）に基づき、自然災害や感染症の発生時にも早期に事業を再開します。また福祉避難所開設の要請があれば、速やかに対応できるよう検討します。
- (6) 個別研修計画に基づいた施設内外の研修に参加し、職員のスキルアップ及びモチベーションの維持・向上を図ります。また、認知症に対する対応力向上や専門職として専門性を高め、信頼される職員を目指します。